

令和6年度 市民税・県民税申告のご案内（静岡市）

申告期限・・・令和6年3月15日（金）

1. 申告が必要な方について

令和6年1月1日現在静岡市に居住し、令和5年中に所得のあった方
ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ① 税務署へ所得税の確定申告をする方
- ② 収入が公的年金等のみで、源泉徴収票に記載されている所得控除以外に追加する控除がない方
- ③ 勤務先から静岡市へ給与支払報告書が提出され、その他に所得や所得控除のない方
- ④ 非課税所得のみの方（遺族年金・障害年金・失業手当など）

☎④に該当する方は、申告の義務はありませんが、証明発行や各種申請手続き（※）の際に必要な場合は申告してください。（※非課税証明書の発行、国民健康保険料・児童扶養手当の申請など）

2. 郵送・電子申請システムによる申告について

感染症対策や窓口の混雑緩和のため、できるかぎり郵送・電子申請システムでの申告にご協力をお願いします。
静岡市ホームページの「住民税試算システム」より、自宅のパソコン等から源泉徴収票や所得の内容等を入力するだけで申告書の作成ができます。

また、令和6年2月から、「電子申請システム」を利用して市民税・県民税の申告ができるようになりました！詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。

最新の情報はこちら▼

静岡市 申告できます！ 検索

郵送・電子申請システムによる申告時の注意点

- ① 電子申請システムでの提出時には、申告者本人のマイナンバーカードが必要です。
- ② 源泉徴収票や控除証明書等の資料が必要です。郵送の場合、本人確認できる書類の写しと併せて添付してください。電子申請システムの場合、PDFや写真画像ファイルを添付してください。
なお、申告内容についてお電話等で確認させていただくことがありますが、確認が取れない事項については、本市で内容を判断して修正させていただくことがあります。
- ③ 受付書の返信を希望する場合（郵送のみ）は、その旨をメモ用紙等に明記し、受付書返信用の封筒（切手貼付、返信先住所・氏名を記入したもの）を申告書に同封してください。

3. 申告会場について ※土・日曜日・祝祭日を除く

静岡庁舎新館 2階（市民税課 普通徴収第1係） 電話(054)221-1041（葵区）
駿河区役所 1階 地域コミュニティ広場（市民税課 普通徴収第2係） 電話(054)221-1542（駿河区）
清水庁舎 2階（清水市税事務所 市民税係） 電話(054)354-2072（清水区）

※駿河区会場の開設期間は2月13日から3月15日までとなります。

※駐車場は大変混雑しますので、ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

裏面もご覧ください

4. 申告に必要なものについて

(1) 本人確認書類

申告に来た人	必要な書類
申告者本人	①申告者本人のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類 ②申告者本人の本人確認書類（マイナンバーカードがあれば不要です）
代理人	①委任状（同世帯であることを確認できれば不要です） ②申告者本人のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類 ③代理人の本人確認書類

※本人確認書類…顔写真付きの公的なもの（運転免許証等）なら1種類、健康保険証や年金手帳等なら2種類

(2) 添付・提示する書類（主なもの）

所得に関する書類	・源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など
控除に関する書類	・社会保険料の納付額が分かるもの、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 ・生命保険料・地震保険料等の控除証明書 ・障害者控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書 ・扶養控除の適用を受ける場合は、扶養親族のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類 ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書

※詳しくは「令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方」をご参照ください。

5. 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

令和6年度（令和5年分）課税分以降、国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、控除の対象となる扶養親族の要件が厳格化されました。これにより、扶養親族の年齢等の区分によって、「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」等が必要となります。詳しくは、静岡市ホームページを参照いただくか、各担当係にお問い合わせください。

6. 税務署からのお知らせ

確定申告は、ご自宅からご自身のスマホやパソコンを利用し、申告書の作成・提出が可能なe-Taxをご利用ください。お問い合わせは静岡税務署（054-252-8111）、清水税務署（054-355-2360）まで。



【確定申告書等作成コーナー】